

「横浜の環境」～横浜市環境管理計画年次報告書～について

1 環境管理計画の位置づけと 本書（横浜の環境～横浜市環境管理計画年次報告書～）の役割について

横浜市環境管理計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、策定されています。この計画は、市、市民、事業者の役割を示し、三者が一体となって環境の保全及び創造に積極的に取り組んでいくことを定めており、今日の環境問題の解決がはかられている望ましい都市横浜の姿（5つの都市環境像）を掲げるとともに、20の基本施策を定め、その実現をめざすことを目的としています。

本書は、横浜市環境管理計画に掲げた施策・事業の進ちょく状況をまとめ、毎年、年次報告書として公表しているものです。

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 平成7(1995)年 策定

（環境管理計画の策定等）
第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

横浜市環境管理計画
平成8(1996)年 策定
平成16(2004)年 改訂

（年次報告書の作成、公表等）
第20条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

横浜市環境管理計画
年次報告書
「横浜の環境」

<環境管理計画 施策・事業体系図>

計画が目指す都市環境像	基本方向	基本施策
都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市	1公害(生活環境)対策の推進	① 大気環境の保全 ② 水環境の保全 ③ 地盤環境の保全 ④ 有害化学物質対策の推進 ⑤ 騒音、振動対策の推進
自然とふれあえる、うるおいとやすらぎのある都市	2自然環境の保全及び快適環境の創造	① 緑と水にふれあえる街づくりの推進 ② 生物生息空間の保全・創造 ③ 良好な都市景観の保全・創造
環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市	3少負荷型・循環型都市の形成	① 少負荷型の都市づくりの推進 ② 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進 ③ 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進 ④ 建設発生土対策の推進 ⑤ エネルギーの効率的利用の推進(地球温暖化対策に掲載)
地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市	4地球環境保全対策の推進	① 地球温暖化対策の推進 ② オゾン層保護対策の推進 ③ その他地球環境保全対策の推進 ④ 環境分野における国際的連携の推進
環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市	5環境保全意識の向上及び自主活動の促進	① 環境教育・環境学習の推進 ② 市民・事業者の環境保全活動の促進 ③ 市の環境保全行動の展開

2 環境管理計画の主要な目標の達成状況(概要)

環境管理計画の計画期間は、平成 22(2010)年度までとなっており、主要な目標には、達成状況を測るために、目標達成のための指標を定めています。ここでは、達成状況の概要を示します。

平成 16 年 3 月の環境管理計画改訂後、横浜市では、ディーゼル車対策等の自動車排ガス規制による大気環境の改善や、市民・事業者の協働によるごみ量的大幅削減等、一定の成果を得てきました。一方で、東京湾の水質改善や光化学スモッグを引き起こす光化学オキシダント対策等への対応が引き続き課題となっています。さらに、地球温暖化や生物多様性の保全等への対応については、世界規模でより喫緊の課題となっています。

		目標達成のための指標	平成 20 年度 達成状況
地球環境		平成 22(2010)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量が、基準年度である平成 2(1990)年度の排出量比で 6%以上削減されている(目標: 4.96 トン-CO ₂)。	平成 18(2006)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量は、5.24 トン-CO ₂ /人で、基準年度の排出量 5.28 トン CO ₂ と比べ 0.7%の減少。 平成 18 年度の横浜市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、過去 7 年(平成 12 年度から 18 年度)で初めて基準年の値を下回りました。
自然環境	緑	・平成 16 年現在の水緑率 35%をさらに向上させる。 ・平成 16 年現在の緑被率 31%をさらに向上させる。 ※また、「横浜市水と緑の基本計画」のリーディングプロジェクトである「横浜みどりアップ計画」さらに、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」において、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するため、平成 22 年度時点で緑被率を 31%以上(水緑率 35%以上)維持・向上させる。 注) → 34 ページ参照	[樹林地] 1,416ha、 [農地] 1,832ha、 [草地] 1,950ha など合計 13,489ha(市域面積の 31.0%) ※概ね 5 年ごとの調査のため直近の調査結果である平成 16 年の値を示す。次回調査は平成 21 年度に実施予定。 市街地の広がりにとまねい、昭和 50 年には市域面積の 45.4%であった緑被率は、平成 16 年には 31.0%まで減少しています。
		・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52 か所 ・河川や水路などの環境整備 117km	・水辺拠点の整備 31 か所 ・河川や水路などの環境整備 69.9km
生活環境	水	「大気の汚染に係る環境基準について」、「二酸化窒素に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」を指標とする。ただし、以下の 3 物質の指標の数値は次に示すとおり。 ・二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm 以下 ・一酸化炭素 日平均値 5ppm 以下 ・二酸化窒素 日平均値 0.04ppm 以下(除幹線道路沿道) ※幹線道路沿道における当面の指標は、環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること)とする。 ・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない。	二酸化硫黄(一般局) 測定局 18 局中 18 局達成 一酸化炭素(自排局) 測定局 3 局中 3 局達成 浮遊粒子状物質(一般局) 測定局 20 局中 20 局達成 浮遊粒子状物質(自排局) 測定局 8 局中 8 局達成 二酸化窒素(一般局) 測定局 20 局中 16 局達成 二酸化窒素(自排局) 測定局 8 局中 8 局達成 光化学オキシダント(一般局) 測定局 19 局中 0 局達成 ※一般局…一般環境大気測定局 自排局…自動車排出ガス測定局
	大気	代表的な大気汚染物質である二酸化窒素は 4 年連続で、浮遊粒子状物質は 2 年連続で、全測定局で環境基準に適合しました。一方で、光化学オキシダントは環境基準を達成出来ない状況が続いています。	
	水質	BOD(河川): 水域別 3mg/L、5mg/L、8mg/L 以下 COD(海域): 水域別 2mg/L、3mg/L 以下(水域の分類は「横浜市水と緑の基本計画」による) ダイオキシン類(水底の底泥) 150pg-TEQ/g 以下 その他の項目「横浜市水と緑の基本計画」に示す値	BOD(河川) 目標値 3mg/L 以下 38 地点中 35 地点達成 目標値 5mg/L 以下 29 地点中 26 地点達成 目標値 8mg/L 以下 7 地点中 5 地点達成 COD(海域) 目標値 2mg/L 以下 4 地点中 0 地点達成 目標値 3mg/L 以下 4 地点中 0 地点達成 糞便性大腸菌群数(海域) 目標値 100 個/100mL 以下 2 地点中 2 地点達成 BOD(河川の有機性汚濁の指標)の年平均値は、改善傾向にあります。COD(海域の有機性汚濁の指標)の年平均値は、横ばい傾向にあり、水環境の目標達成が困難な状況が続いています。

		目標達成のための指標	平成20年度 達成状況
生活環境	地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起こさない。 「土壌の汚染に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を満足する。 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準」を満足する。 	<p>地盤沈下(1cm未満) 343地点中343地点達成(1cm未満の地盤隆起も含む) 土壌環境基準 10地点中10地点達成(ダイオキシン類) 地下水質環境基準 111地点中109地点達成</p> <p>土壌環境基準は、ここ数年100%達成している状況が続いています。また、地盤沈下と地下水質環境基準についても高い達成率を維持しています。</p>
	一般廃棄物	平成22(2010)年度におけるごみ量を、平成13(2001)年度実績に対し30%削減する	<p>平成20年度の全市のごみ量は、約94万9千トンで、平成13年度に対して41.0%(約66万トン)の減少</p> <p>横浜G30プランの目標である「平成22年度のごみ量を平成13年度実績に対し30%削減」を5年前倒しで平成17年度に達成することができました。そこで、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、「平成22年度におけるごみ量目標を104万トン(35%削減)」というさらに高い目標に挑戦することとしました。この目標に対しても、平成18年度に前倒しで達成することができました。</p>
	産業廃棄物	最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した141万トンに対し、その23%を削減した109万トンとする。	<p>最終的に処分される量: 85万トン(7.5%) (平成19年度値)</p> <p>平成19年度値で、目標を24万トン上回って達成しています。</p>